

令和5年第7回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和5年7月19日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 (欠員)	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(1名)

4番 北澤 満

○ 市長部局出席者(1名) (途中退席)

市長 伊藤 祐三

○ 事務局職員出席者

事務局長	市村 義美
次長	山本 孝浩
主査	出口 大悟
主査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第35号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第40号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

議案第41号 農用地利用集積計画の策定について（売買）

報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 1 番 (村上)

議事録署名人 2 番 (塩木)

開 会 令和5年7月19日 午後3時00分

局 長 (市村 義美君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

当初段階でちょっと慌てましたけれど定刻となりました。ただいまから令和5年第7回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

本日は改選前の最終総会ということになりますので、まず伊藤市長より御挨拶をお願いしたいと思います。

市 長 (伊藤 祐三君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

御参加をいただきましてありがとうございます。

今御紹介のありましたとおり、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様には、任期満了により本日が現体制での最後の総会ということでもあります。これまで3年間、駒ヶ根市の農業振興の推進役を担っていただき、御尽力を賜りましたことに、厚く深く敬意を表します。

また、今季をもちまして退任をされる方々につきましては、これまでの御協力に重ねてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

駒ヶ根市では、令和5年3月、農地利用の最適化に関する指針を見直す中で従来以上に積極的に農地利用の最適化に取り組むということにいたしまして、農業委員の皆様には担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進などを担っていただいております。令和4年度の実績といたしましては、農地利用集積面積が133ha、遊休農地の解消面積は4.2haとなっております。

効果的な農地利用の促進に寄与していただくとともに、農地パトロール体制も強化いたしまして中山間地域などの荒廃農地の現況に合わせた非農地化も推進していただきました。改めて感謝を申し上げます。

農業を取り巻く情勢につきましては、もう御案内のとおりであります。担い手不足等々、様々な課題があります。最近では生産資材の高騰、燃料油の値上がりといった課題も重なってきております。

こうした中で、農業が直面する諸課題の解決に向けた取組の1つといたしまして、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するというところで地域計画の策定を進めているところであります。

この計画の策定に当たりましては、地域の農地の実態を承知していただいておられます農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんのお力が不可欠であります。今回再任をされました方々、また退任をされる方にも、地元地域の中で地域計画策定に向けて引き続き御協力いただければ大変ありがたいと考えております。

駒ヶ根市が誕生しまして、来年で70周年という節目となります。農業行政につきましても、これまでにつくられました基盤を継承いたしまして、さらなる発展に結びつくよう取り組んでまいります。

引き続き御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、本日をもって任期を終える委員の皆様、本当にありがとうございました。

再任された皆様の今後の御活躍も祈念いたします。

駒ヶ根市農業委員会の一層の発展、またお集りの皆さん全員の御健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

次 長 (市村 義美君)

ありがとうございました。

では、氣賀澤会長さん、御挨拶をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

令和2年7月20日に議会の承認を受け、市長の任命を受けて農業委員の方19名、それから農業委員会のほうで推薦させていただいた農地最適化推進委員の皆様を含め、任期が今日で切れることとなります。

この間、3年間という短い期間ではありましたが、この3年間はちょうどコロナが最盛期と言ったらおかしいですけども、世の中にはびこってきてまして、自粛の3年間だったというように理解しております。

ですが、その中でも、農業行政に関しましては、農業委員会に対しまして行動計画の提出とか、また先ほど市長からもありましたように地域計画の策定等について国から要請があったという、なかなかいろんなことがあった3年間かと思っております。

それからまた、食料・農業・農村基本法の見直しの中間報告等も出されておりますけれども、この法律の10年前の第三者による答申を見ますと現在の農業環境は10年前と全く変わらないという状況です。ですので、また今後10年にわたって何もしなければ日本の農業は危ないかなというような印象を受けております。

再選される農業委員、それから推進委員の方、それから退任される方につきましては、これからも農業行政につきましてはいろいろお世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。

また、皆様の御協力を賜りまして、3年間、会長として務めることができました。どうもありがとうございました。この場をお借りしまして御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

局長

(市村 義美君)

ありがとうございました。

では、会議の途中でございますが、市長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

なお、総会終了後、市長を交えましてこの場で記念撮影をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

〔市長 伊藤祐三君 退場〕

局長

(市村 義美君)

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読、本日は13番 木下豊委員さんということでお願いいたします。(拍手)

13番

(木下 豊君)

皆さん、御苦労さまでございます。

もう順番は回ってこないのかなってちょっと期待をしていたんですけども、今日の大当たりでございます。一言御挨拶ということでお願いしたいと思います。

最初で最後ということでありまして、私の自己紹介をちょっと簡単にさせていただきますと思います。

現在65歳ということになりまして、今は、いろんな役を仰せつかって、それと同時に百姓をしております。アスパラ、それから白ネギ、それからユリ、それからあとは直売所用の野菜ということで作っております。それで、欲が深いのか、何しろたくさん作り過ぎて何一つ物にならないというような状況で、退職してからここ5年間はそんな状況で進んでおります。

生まれたところは上伊那の北の外れの辰野町横川という山の中でありまして、うちの家業は、おやじがずっと百姓一筋でやっております、スイートコーンとかパレイショ、それから白菜とか、野菜を中心に、あとは水稻ということでやっておりました。それで、冬になると炭焼きということで、私が中学2年生くらいまで炭焼きをやっていたという記憶がございます。

そんな百姓が大嫌いで、それで高校を卒業して自動車の整備士になろうと思ってディーラーに入社しましたがけれども、整備士をやって、その後は営業をやって、営業の段階ではいろんなことも教わりながら社会勉強ができたのかなと、そんなふうに思っておりました。

それで、子どもが生まれると同時に、もう営業の仕事も嫌になって、そして嫌だった農協に御縁がありまして入りまして、30年間ということで勤めさせていただきました。

その間、今話題になっております生産資材の関係の担当ということで、ずっ

と長くそれをやらせていただいて、平成 17 年には J A ファームいな竜西店っという店舗の立ち上げということで、それが一番大きな思い出ということでございます。

そんな中で、やっぱりおやじの背中を見て育ったのか、なぜか百姓に目覚めたというか、本当に嫌だった農業が、やっているうちに徐々にこれはっていうことで、だんだん好きになりかけてきたというようなことであります。

そんな中ですけれども、なかなか稼ぎというところにはおぼつかないところがございました。

そんなことで、この 3 年間、農業委員会の仕事もやらせていただきながら、規模は小さいですけれども、もっともっとこれからも農業に力を入れてやっていきたいと、いければと、そんなふうに思っております。

また、何らかの御縁ということもあると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まともりませんが、一言ということをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和 5 年 7 月 3 日付、告示第 7 号をもって招集した令和 5 年第 7 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 17 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

4 番 北澤満委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 1 番村上英登委員、2 番 塩木操委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは議案書 1 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案

とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

契約変更一で示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の西1筆788㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、駐車場用地。

変更理由でございますが、当初計画では全面を駐車場用地として賃貸借する予定であったが、一部を分筆の上、農地として残し、残りを取得することとした。承継計画は、一部は地権者が所有する農地への通路として使用するため農地のまま残すこととし、残りの部分については権利の種類を賃貸借から所有権移転へ変更した上で駐車場用地として使用するため取得したいというものでございます。

同日、5条申請がございましたので、後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

3 番 (堀 敏君)

現地は、[REDACTED]の[REDACTED]の西側、さらにそのすぐ西に[REDACTED]がありますが、その線路の東側の農地ということになります。

それで、ここに書いてございますように、当初は[REDACTED]さんが全面を賃貸借するという予定を立てておられたようでございますが、地権者のほうから自分の農地への通路が欲しいということで、全面をやめて一部変更ということ及び賃貸借を所有権の移転にすると、農地法第5条にするというような変更でございます。

特に問題はないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第35号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第35号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いた

しました。

議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。

3-1 で表示した場所になります。

北割 2 区、 の西 1 筆 930 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ右側から 5 ページ左側を御覧ください。

3-2 で表示した場所になります。

上穂町区、 周辺の計 2 筆 6,546 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は現状では耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、農第 3 条第 2 項に適合してございます。

以上 2 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (塩木 操君)

1 番の案件ですが、地図を御覧いただきますと、「 」とあり、 の店舗の北西の角の反対側になりまして、この場所は今まで庭木らしきものと草むらとなっていて、近所から苦情が出るほどで、いろいろありましたが、このたび、この土地を の さんっていう人が買うとい

うことです。

書類の提出があったんですが、当初ちょっと説明不足がありまして、書類の再提出をしてもらいました。ここの土地の管理状況、営農計画書というのを出示してもらいまして確実に農地として利用してもらえるかどうか確認しましたところ、確実に計画書どおりやりますという返事がきましたのでオーケーとしましたが、ここは交差点の角の土地で、この土地の管理ができないと道路の見通しが悪くなって交通事故の発生があると大変ですので、その辺もちょっと危惧しているところですが、一応ということで判断しました。

15番 (倉田 益式君)

2番です。

場所につきましては、4ページの右側の3-2、それから5ページの3-2の2か所になります。

場所は■■■■の直近の場所です。場所的には非常にいい場所です。

4ページのほうの3-2は、■■■■川のほうに面してまして、四角の非常にいい田んぼです。

5ページの田んぼにつきましても非常にいい田んぼです。

できれば優良農地ということで残したいなということで、売りに出たときには、ほかにも上穂に田を持っている農業者にここも買ってもらって手放したらどうかということで自分もアドバイスしたんですが、話がまとまらなくて、最終的にここに名前のある■■■■さんが購入するということに決まりました。

農地自体は、駒ヶ根から岡谷へ行ったり山梨へ転出したりした人の相続した土地になっています。

ここに書いてあるように耕作できないってことです。

金額は、ちょっと表を見てもらうと、上が3,000円、下は500円ということで、非常に安い金額になっています。ちょっとこんなに安いと上穂の農家の皆さんはもう百姓がいい加減嫌になっちゃうんじゃないかなと思って、それだけは心配しております。誰がこの対応をしたんだということで、後でまた私が怒られるかもしれませんが、こういうことで判断しました。

耕作的には、今まで8反歩ぐらい百姓をやっている人が今度6反5畝を受けるとということで、結構大規模な農家に一気になりますので、管理できるかどうか、耕作ができるかどうか、ちょっとその辺は心配ですけれども、本人と話をして確認したところ、やるということですので、特に問題はないかというふうに思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

7 番 (森 武雄君)

1番についてですけれども、備考のところに「譲受人は、農業経営規模を拡大するため、」ってありますけれども、■■■■さんの「耕作面積」のところに面積が書いてないんですけれども、現在どの程度やられているのかっていうことが1点と、あとは、■■■■にお住まいの方ですので、■■■■から来て何を栽培するのかっていうことを知りたいです。

2 番 (塩木 操君)

■■■■から駒ヶ根まで30分かかるといってということなんですけど、その辺のところを確認しましたが、■■■■さん本人と話ができておりません。

それで、仲介業者が全て管理しているんですけど、もともと■■■■さんは農地ゼロで、持っておりませんが、今回取得することで農業者になるということです。

それで、作るものは有機野菜、主な収穫物としては春キャベツ、トマト、サツマイモとか、いろいろと伺っておりますが、農地はゼロですが今までに農業経験があるということでありました。ちょっとこの辺が疑問でしたのでいろいろと聞きましたが、親が■■■■で農地を借りて菜園を営んでいて、そこで作っている先ほど言った野菜類を有機農法で駒ヶ根のほうでも作りたいということ、向こうの仲介人を通しての話ですが、それを信じるしかありませんので、いいのではないかなというふうに思っております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

森委員、よろしいですか。

7 番 (森 武雄君)

今の説明でいいですとはちょっと言いにくいんですけれども、今後、農政協議会とかに回ってもらってになりますか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これは、もう農政協議会とは関係ないです。

7 番 (森 武雄君)

関係ないんですか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

はい。

7 番 (森 武雄君)

ちょっと皆さんの御意見がほかにあればお聞きしたいところです。

16番 (吉瀬 久司君)

私も森委員と同じことをちょっと思っていたんですが、■■■■さんっていう方がどういう方なのかっていうのが一説明の中ではちょっと分からないんです

が、事務局のほうで分かる範囲のことがあったら御説明願いたいと思っているんですが、何かもう少し付け加えていただけるようなことがありますか。

主 査 (出口 大悟君)

先月も同じような申請があったんですけども、耕作面積のところに記載がないってということについては、[]で小規模な農地を借りて耕作されているんですけども、ちゃんとした権利設定等をしていないので、[]の農業委員会から耕作証明みたいなものも出ないですし、闇耕作でやっているところですよ。(笑声)

それで、そちらで有機農法栽培を実践しているってことは伺っているんですけども、すごく大規模に常時営農をされているっていう方ではないので、兼業にはなります。

それで、今回の駒ヶ根市の営農については、御本人さんが週に二、三日は現地に赴くっていうところと、あとは飯島に在住されている方を常時雇用されるということで伺っています。常時雇用ですが、毎日というわけではないんですけども、年間150日程度の常時従事を満たす方がいらっしゃるということですよ。

それで、今回、農地法第3条について面積要件が撤廃されたというところは新規参入者をどんどん取り込もうって国のお考えがあつてですので、今回の営農計画ですとか、そういったところを見ると全く駄目という方ではないので、現時点で、申請書ですとか営農計画、あと地元の委員さんの意見を総合的に踏まえると、今回、農地法第3条の要件は十分満たす方ではないかと事務局では判断しております。

21番 (白川 眞武君)

今、[]さんの名前を[]を検索したら、[]って[]を営んでいる方です。それで、住所が[]、電話番号が[]になっていました。

主 査 (出口 大悟君)

こちらの[]さんは、兼業で、確かに[]の社長さんですけども、今回、御自身で営む[]とは全く別で、あくまでも自身で3条の申請を出してきているので、[]のことについて取り上げて判断するってというのは、少し農地法第3条からは行き過ぎた判断になってしまうのではないかなと思います。

21番 (白川 眞武君)

個人ということですか。

個人で農地を買って、それを会社に売って……（「まあ、最終的にはね」と呼ぶ者あり）

10番

(春日 知也君)

すみません。

■■■■に絡んでいらっしゃる自営業の方が週に3回も■■■■から駒ヶ根に来てなんて、有機栽培ってというような手間もかかるようなことが本当にできるのかと言われると、正直、僕ら現場にいる人間とするとはてなという感じです。

じゃあ、飯島にいる人は年間150日来る——もちろんフルタイムで圃場にいるわけではないと思うんですけども、この栽培面積でその人の給料を払うっていうと全然成り立たない話だと思うんですよ。

そのやる方が営農計画を出してきてやるっていうのは、本当の狙いは何だぞっていうようなことも考えざるを得ない気がするわけで、ちょっと非常に疑問な案件かなと思っています。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ほかに御意見ございますか。

いわゆる農地を持たない人が農地のあるなしに関係なくて農地が取得できるようになったんですけども、先ほど出た営農計画とか、それなりの条件を満たさないと取得できないっていうふうに理解しているんですけども、この案件に対しては、先ほどの話だとそのあたりについて事務局としては出てきた書類から判断すると問題なことですね。

主査

(出口 大悟君)

そうですね。

そもそも、もう面積要件が撤廃される前から全く農業が未経験の方であっても新規で取得する面積が50a以上あれば取得は可能だったんですよ。

それで、今回4月1日から面積の要件がなくなったので、面積について考慮することなく、あとは残りの常時従事ですとか有効利用ですとか、あとは周辺農地に支障がないかどうか、その他の要件で基本的には判断することとなります。

それで、基本的には、事務局とすれば、判断する際の材料としては、あくまでも申請書の上でなんですけれども、まずは農地法第3条の申請書、併せて営農計画、それで一番重要なのは地元の農業委員さんの意見っていうところで判断するんです。

基本的には、今現在有効利用する程度の計画がある。

それで、常時従事については年間150日が目安なんですけれども、もう有効利用するといった営農計画を満たせるような従事日数であれば150日未満でも差し支えはないということになっています。それも恐らく満たすと判断される。

それで、周辺農地の営農に支障がないかどうかについては、これからの計画

になりますので、あくまでも申請書、営農計画書の中では周辺農地への支障がないようにやっていくという計画なので、事務局とすれば計画どおりやっていくということについては満たすと判断せざるを得ない。

最終的に、間違いなく大丈夫だっていう条件じゃなかったかもしれないですが、地元の委員さんのほうでも今回については3条でいいのではないかということでしたので、事務局とすれば総合的に判断して駄目とは言えないものですので、農地法第3条の要件を満たすのではないかと総合的に判断したものです。

10番 (春日 知也君)

事務局としては申請書類に不備がないっていう点で受け入れていくということはよく理解できるんですけども、じゃあ営農計画そのものを例えば僕らが見させていただくことって可能なんでしょうか。

主査 (出口 大悟君)

それは、もちろん可能です。

10番 (春日 知也君)

今起きていることは、営農計画がちゃんとしたものなのか、それで、それはちゃんと実効性のあるものなのかってところで多分かなり疑念が湧いているところなので、やっぱりそのところを皆さんで確認させていただかないと、これを認めますとか、あるいは認めませんっていうこともなかなか言いにくいんじゃないかと思うんですが。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに委員で何かある方がおられましたら、賛同なり反対なりありましたらお願いします。

7番 (森 武雄君)

同じ意見です。賛成です。私も見たいです。

会長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

それでは、ちょっとこの件については営農計画を確認させていただく中で判断させていただくという形にしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔「1ついいですか」と呼ぶ者あり〕

16番 (吉瀬 久司君)

今回はそういうことでいいんですけども、今後このような案件が出てきた場合に、もう極端に言ったら農地は誰でも買えるっていう状態になったときに、今はこういうふうに名前を伏せるっていう言い方はおかしいですけども、個人で買って、それで会社のほうでうまく回していくっていうことがこれからは

多々あり得る話だと思うんですよ。

それで、今言うように事務局的には書類さえそろえば取りあえず受理せざるを得ないっていう話になっていくんですが、その段階で疑念の持たれる部分っていうのは、それにハードルか何かつけておかないと、今後はいろんなところがなし崩し的にどんどんされていくような気がします。なので、全体的にそこから辺は考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

主 査 (出口 大悟君)

事務局は申請者から出てきたものをそのまま受けるっていうわけではなくて、先ほど塩木委員さんがおっしゃられていたように、やっぱり出してくる皆さん不備は多々あるんですよ。

明らかに基準を満たさないような計画、申請書の内容のものもあるので、そういったものは当然はねます。はねるか、計画を変更してください、営農ができるような計画を再度検討していただいて、できるのであれば再度提出してもらいますし、できなければ、もうその計画は断念してくださいということで、そういうような指導っていうのは事務局の受付段階でしているのです、出てきたものを全て載せているわけでは全くなくて、適切な営農ができるような計画としてくださいというような指導は当然しています。

局 長 (市村 義美君)

吉瀬委員さん、いろいろ御意見ありがとうございます。

今事務局のほうから話がありましたように、審査の仕方というのはある程度決まっております、それに基づいてやっております。

今回の案件においては、非常に何ていいますか、不安を感じさせる、そういう結果になっているかと思えます。

ただ、我々も審査をする審査基準っていうものがある中でやっておりますので、先ほど吉瀬委員さんの言われたように駒ヶ根市独自のものを設けるっていうのは、ちょっとこれはまた難しさが少しあるのかなと思えます。どのようなルールを設けるのかっていうのを駒ヶ根市だけで判断していいものかどうかということがありますので、この場でそれをやるということはお答えできません。

我々としてやるべき手順、やり方を踏まえて行ったということで今日のところは報告させていただきますが、先ほど話があったように営農計画書を審査するっていうのは行っていただく必要もあるのかなと思っておりますので、議案第36号の番号1番、これにつきましては一旦留保というような形を取らせていただいて、それで、次回以降になるかと思えますけれども、総会として全体で営農計画書を見るのか、あるいは農地部会とか農政部会、部会もあつたりしますので、そこにかけるのかというようなことは、内容的に調整をさせていた

- だいた上でそちらに委ねていきたいと、そんなふうに思っております。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、1番については留保っていう形で行きたいと思いますが、塩木委員、よろしいですか。
- 2 番 (塩木 操君)
はい。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
何か御意見ありましたらお願いします。
- 2 番 (塩木 操君)
そもそも私のところに意見書自体が今月の8日に来て、それで12日までに書類を整えて出すということで、最初からせかされていた上に、私なりに見まして書類の中でいろいろちょっと不明な点があったんで、そこを指摘して再提出してもらったんですが、それは次の日に書類が出てきました。だから、本人の意見なんか多分聞いていないんじゃないかというようなことです。
最初からちょっと疑わしいところがいっぱいあったんで、地元農業委員としては問題なしとは言い難いというか、そういう状態です。問題なしとは言いませんが、こういう案件も農業委員の権限からするともう仕方がないのかなと思ひまして、取りあえずはそういう結果になりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
- 1 番 (村上 英登君)
3年3作っていうのは、当然そういうことなんですよ。
それと、有機農法っていうのは、雑草も有機農法だっている人がいるもので、今は農道の改良も終わって、もう一等地のところ、多分、この■■■さん……
(発言する者あり)
ちょっとそこら辺は、3年間は――3年間っていうか、次のときにそれじゃあっていうような気がします。
もう3年はないんですか。あるんですか。3年3作は生きているんですか。
- 主 査 (出口 大悟君)
ないです。
- 1 番 (村上 英登君)
ないんですか。
- 主 査 (出口 大悟君)
制限はないです。もうあくまでもお願いだけです。
- 1 番 (村上 英登君)
ああ、そういうこと、できればということですか。

主 査 (出口 大悟君)
はい。

17番 (中嶋 隆君)
だもんで、来月5条なり4条……

主 査 (出口 大悟君)
それはちょっと極端なんですけど、以前は3年3作ってという制限があったんですけど、今、法律上の制限はないです。
ただ、基本的には、3年3作程度はするぐらいのものでなければ、そもそも農地法第3条の要件を満たすとは判断できないですし、転用ありきの計画については当然3条の要件を満たさないと判断しています。
しかし、永続的に農地として管理するつもりで取得したものが、何か致し方ない事情といたしますか、急な事情で例えばそこにお子さんの住宅を建てたくなったとか別の事業計画が出てきたということであれば、それは基本的には問題なく進められてまいります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、1番の案件につきましては、事務局のほうでも審査していただいたと説明していただきましたけれども、疑念もあるということもありますので、留保ということで、次回にまた確認したいと思います。
ほかに2番のほうで何かありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第36号の2番につきましては原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち番号2番については原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第36号のうち1番については留保としまして、次回また審議したいと思います。
議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書6ページをお開きください。
農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていた

できます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては7ページの左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

計画地南側に「XXXXXXXXXX」とありますが、こちらの敷地と一体的な計画となります。

北割1区、XXXXXXXXXXの西1筆739㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、作業所兼まき置場。

理由でございますが、申請人は計画地南側においてXXXXXXXXXXを経営しているが、併せて商品として販売しているまきを加工するために現在使用している作業所等のスペースが手狭なため、申請地を作業所兼まき置場として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年6月14日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては7ページの右側を御覧ください。

4-2で表示した場所になります。

計画地東側に「XXXXXXXXXX」と表示のある住宅の敷地と一体的な計画となります。

北割1区、XXXXXXXXXXの西1筆565㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は以前より農業用の物置用地及び庭として申請地を使用していたが、農地法の許可を得ないまま現在まで使用していたため、今回手続を取り、引き続き住宅敷地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年7月6日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くにXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXありということでございます。

以上2件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

では、地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (中嶋 隆君)

まず1番ですけれども、申請では地図の黒いところのすぐ下にある四角の印のところまで一生懸命作っているまきの置場を作りたいということで、ビニールハウス1棟を建ててまき置場として使用したいというところなんです。それほど広い土地ではないんで問題ないというふうに判断いたします。

それから2件目ですけれども、こちらは平成20年ぐらいからもう既に物置、庭として使用していたということで、今回物置を新設するというところでいろいろ調べていったら手続を怠っていたということが分かり、申請しますということなんで、問題ないというふうに判断いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第37号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書8ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては9ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

中割区、 の東2筆、計6,502㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地が16区画となっております。理由でございますが、譲受人は市内において不動産業を営んでおり新たに特

定建築条件付土地を販売したいと考え当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年2月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして2番でございますが、場所につきましては9ページの右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

南割区、[REDACTED]の北1筆500㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが手狭になってきたことから住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は息子である借受人に住宅用地を提供し農業を継いでもらいたいと考えているため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年6月14日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、300m以内に[REDACTED]ありということでございます。

続きまして3番でございますが、場所につきましては10ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

計画地西側の「[REDACTED]」とある敷地と一体的な計画となります。

上穂町区、[REDACTED]の西2筆、計264㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、工所用機械置場。

理由でございますが、譲受人は市内において事業を営んでいるが既存の重機等の置場が不足しているため新たな工所用機械置場として当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番でございますが、場所につきましては10ページの右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

町4区、 の西2筆、計926㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は市内において事業を営んでいるが従業員用の駐車場が不足しているため新たな駐車場用地として当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上4件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

25番 (米山 茂寿君)

1番です。

変更前は建て売り住宅で14区画でありました。

変更後は特定建築条件付売買予定地として16区画ということになります。

それで、雨水の件ですが、建物並びに道路も浸透ますを設けて処理するというようになっております。

以上です。

5番 (堺澤 務君)

2番ですけれども、7月10日に上田委員と現地確認を行いました。

ここは一帯が農地ですので、基本的には農地として残してほしいということで所有者にも話をしましたが、息子さんがここへ来て農業をやるということで、致し方がないかなということでもあります。

以上です。

17番 (中嶋 隆君)

3番ですけど、7月7日に現地確認を行いまして、現地は見て分かるように道路と建設会社に挟まれた三角形の土地で、広いように見えますが、のり面まで入れてこの大きさで、残りはほんのちよっとなんていうことで、とても耕作できないということで、現在は耕作されていないという土地ですので、問題ないというふうに判断いたします。

3番 (堀 敏君)

4番です。

7月11日に現地確認をいたしました。

地図を見ていただければお分かりになりますが、この周辺は、商業施設、あ

るいは個人の宅地、それからマンション等の集合住宅、それから■■■■■さんを筆頭とした工場用地というものが建て込んで集中している地域でございます。

それで、実は農地はこれしかありません。周辺環境から言って今さらこの残った土地を守っていくということもとても無理ではなかろうかなっていうことで、本件は問題ないだろうというふうに判断をいたしました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 38 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 39 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

議案書 11 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 5 年 7 月 31 日でございます。

期間終期別の細目については御覧いただきまして、田んぼが 8,470 m²、合計で 8,470 m²でございます。

貸手が 1、借手が 1 です。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、12 ページに個別の詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員、推進委員の補足説明がありましたらお願いいたします。――よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 39 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
ここで議案第 40 号の審議に入る前に申し上げます。
農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により 22 番大沼昌弘委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
〔22 番 大沼昌弘君 退場〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 40 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (高坂 貴和君)
それでは議案書 13 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 5 年 7 月 31 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年が田 3, 655 m²、10 年が田 1, 890 m²、畑 1, 747 m²で、合計で 7, 292 m²でございます。
貸手が 3、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
14 ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。
3 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 6 筆を貸し付けるということになっております。
長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。
権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。
以上について御審議をお願いします。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございます。
では、地元委員、推進委員の補足説明がありましたらお願いいたします。
〔発言者なし〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 40 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 40 号 農用地利用集積計画の策定
について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いた
しました。
退席されている委員の着席を求めます。
〔22 番 大沼昌弘君 入場・復席〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、
議案第 41 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 次 長 (山本 孝浩君)
お願いします。
議案書の 15 ページを御覧ください。
議案第 41 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御
提案とさせていただきます。
まず農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日は令和 5 年 7 月 31 日。
売買の面積は田んぼが 3,924 m²で、売手、買手はともに 1 となります。
なお、本売買につきましては地元委員立会いの下で農地あっせん審査会を開
催しておりますので御報告いたします。
次ページ——16 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。
今回につきましては長野県農業開発公社から■■■■さんが買い受ける内容
となっております。
所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては令和 5

年 8 月 15 日、対価につきましては 54 万 7,000 円ということで、取得後の利用目的につきましては水稲栽培の予定でございます。

なお、今回の売買の対象地につきましては 4 月の総会で議案にかけて可決されたものとなります。

4 月の総会時点の土地の所有者につきましては表の左下に記載のとおりでございます。

本売買の対象地につきまして、隣のページ—17 ページの図を御覧いただきたいと思っております。

■■■■の北東に位置する農地でございます。

以上、本件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

あっせん委員から何かありましたらお願いします。

25 番 (米山 茂寿君)

14 日にあっせん委員会がありまして、■■■■さんに 54 万 7,000 円ということで売買が成立いたしました。

そのほか特に問題等ありませんでした。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 41 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 41 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、報告事項 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用通知について事務局より説明願います。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書 18 ページを御覧ください。

農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出がありましたので御報告いたします。

1 件でございます。

場所につきましては19ページの左側を御覧ください。

報告事項-1で表示した場所になります。

東伊那区、XXXXXXXXXXの北1筆639㎡のうち180㎡になります。

届出目的でございますが、農業用施設。

理由でございますが、農産物の出荷作業場及び農機具の保管場所が必要なため当地に新たな農業用施設を設置したいというものでございます。

報告につきましては以上となります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの説明について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項については説明のとおり御了承ください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和5年第7回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後4時10分